

様式 4

設計共同体協定書

(目的)

第 1 条 当設計共同体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 箕面市新市立病院整備事業に伴う基本・実施設計業務（当該業務内容の変更に伴うものを含む。以下「業務」という。）

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第 2 条 当設計共同体は、〇〇設計共同体（以下「設計 JV」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当該設計 JV は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 業務を請け負うことができなかったときは、当該設計 JV は当該業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 当該設計 JV の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

(商号) 〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

(商号) 〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

(商号) 〇〇

(設計代表事務所の名称)

第 6 条 当該設計 JV は、(商号) 〇〇を設計代表事務所とする。

(設計代表事務所の権限)

第 7 条 当該設計 JV の設計代表事務所は、業務の履行に関し、当該設計 JV を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、契約の締結、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料（部分払金を含む。）の請求、受領及び当該設計 JV に属する財産を監理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第 8 条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

(商号) 〇〇 %

(商号) 〇〇 %

(商号) 〇〇 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当該設計JVは、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他の当該設計JVの運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当該設計JVの取引金融機関は、〇〇〇〇とし、設計共同体の名称を冠した設計代表事務所名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当該設計JVは、契約期間中の毎事業年度ごとに決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益が生じた場合には第8条に規定する割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金が生じた場合には第8条に規定する割合により構成員に欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承諾がなければ、当該設計JVが業務を完成する日まで脱退することはできない。

2 構成員のうち、業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては残存構成員が共同連帯して業務を完成する。

3 第1項の規定による構成員のうち脱退した者があるとき、残存構成員の出資割合は脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当該設計JVは、構成員のうちいずれかが業務途中において重要な義務の不履行その他除名し得る正当な事由が生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産または解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産または解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(設計代表事務所の変更)

第17条の2 設計代表事務所が脱退し若しくは除名された場合又は設計代表事務所としての責務を果せなくなった場合においては、従前の設計代表事務所に代えて他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを設計代表事務所とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当該設計JVが解散した後においても当該業務に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責任に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(商号) ○○他○者は、上記のとおり○○○○設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し1通は箕面市に提出し、他は各自所持するものとする。

令和 年 月 日

設計代表事務所

住 所
会 社 名

代 表 者

印

構成員

住 所
会 社 名

代 表 者

印

構成員

住 所
会 社 名

代 表 者

印